

徳島県告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年八月十五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
徳島東部都市計画道路一・三・二号 阿南鳴門線	一 追加する部分 なし 二 削除する部分 なし 三 変更する部分 阿南市福井町小野、大坂、鉦打、馬路、阿部谷、中連、土佐谷、長野及び吉谷、新野町妙見前、長里、城田、宮前及び東山、橘町家の前、六反地、大坪、鵠及び中尾、桑野町長崎、蛭地及び井ノ原、内原町竹ノ内口、竹ノ内、花折、桜木、青木、筒崎、深田、中分及び柳橋、長生町下小原、岩ノ下、北浦、西山、岡田、柳木谷、タイトウ尻、豊田、東天満、山脇、ゴアイ田、三反地、下七反、八十田、三倉中沢、東高座、上平野、三蔵、張及び宮内並びに下大野町羽坂、五反畑及び渡り上りの各地内

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び阿南市都市整備部都市政策課